

4 発注者の役割と責任

4 発注者の役割と責任

- 調査結果によって工期、工費が大きく変動する。
- 発注者が、事前調査のための時間と費用、石綿含有建材の除去等のための時間と費用について理解し、協力する。
- 法規上の発注者の責務がある。

4 発注者の役割と責任

1.法規上の発注者の責任

項目	主な実施事項	安衛法関連	大防法関連
発注者の責務	請負人に対し建築物等の石綿等の使用状況等を通知するよう努めること。 作業の記録の作成が適切に行われるように配慮すること。	規8	
解体等の作業の条件	規定の遵守をさまたげるおそれのある条件をつけないように配慮すること。	規9	法18の16
事前調査の費用の負担と協力	事前調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、事前調査に協力しなければならない。		法18の15
事前調査結果と作業計画の説明	事前調査結果および作業計画について、発注者に対し書面で説明すること。		法18の15、規16の6、7
作業計画届	発注者は、レベル1, 2の除去作業等について計画を都道府県知事に14日前までに届け出ること。	事業者が届出	法18の17
作業の報告	作業が完了したときは、その結果を遅滞なく発注者に報告すること。		法18の23、規16の16

発注者への書面による説明

大気汚染防止法

第18条の15（解体等工事に係る調査及び説明等）

解体等工事の元請業者は、工事が石綿除去工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、目視による調査を行うとともに、当該解体等工事の**発注者に対し、書面を交付して説明**しなければならない。

2 **発注者は、調査に協力**しなければならない。

4 発注者の役割と責任

発注者への説明

大防法のみの規定、石綿則にはない



レベル1, 2の除去作業の届出を発注者が行う

4 発注者の役割と責任

説明事項（石綿含有建材があった場合）

- 1 石綿含有建材の種類、使用箇所、面積
- 2 作業の種類、実施期間、作業の方法
- 3 事前調査の方法、終了年月日
- 4 事前調査を行った者の氏名、資格
- 5 作業工程
- 6 現場責任者の氏名、連絡先
- 7 建築物等の概要、配置図及び付近の状況（レベル1、2）

発注者に、工費と工期を適正に保証してもらうための規定

大気汚染防止法

第18条の16

発注者は、元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、**作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さない**ように配慮しなければならない。

発注者への説明書面

厚生労働省・環境省

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

年 月 日

解体等工事に係る事前調査説明書面

①発注者 住所 亀戸7-222-12
氏名 ○○商事株式会社

②元請業者 住所 東京都墨田区
氏名 ○○建設株式会社
電話番号 03-1234-5678

※ 大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	東京都江東区亀戸7-10-1		
解体等工事の名称	田中高層ビル4階改修工事		
④解体等工事の着手年月日	2022年10月1日	延床面積(m ²)	
⑤解体等工事の種類	改修工事	地上階数	8 地下階数 0
⑥建築物等の竣工年	1991/10/01	⑦建築物等の概要	耐火建築物 SRC造
⑧事前調査を行った者	調査めぐみ	資格	一般建築物石綿含有建材調査者
講習機関名称	日本環境衛生センター	登録番号	2201256
⑨調査を終了した年月日	2022年8月31日		
⑩調査の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 書面 <input checked="" type="checkbox"/> 目視 <input checked="" type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有 (詳細は別紙1のとおり) <input type="checkbox"/> 石綿無 ⑬破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所 南西面のアルミカーテンウォール内 (カーテンウォールの取り付け部) 西側2室は入室できず未調査。内装材は事務所 (4-1) と同様と考えられる。異なる材料が発見された場合は調査を要する。		
⑭事前調査の掲示	設置予定年月日 2022年9月10日 設置場所 別紙のとおり		
⑮大気汚染防止法に係る作業の届出の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 否		

備考 1 特定建築材料があり、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。
2 工事に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。

⑯発注者氏名 (法人にあっては、名称並びに説明を受けた者の職および氏名)

年 月 日

発注者へこの書面の説明を行いました。

⑰元請業者氏名 (法人にあっては、名称並びに説明を受けた者の職および氏名)

年 月 日

一般社団法人
建築物石綿含有建材調査者協会

発注者への説明書面

別紙 1

特定粉じん排出(石綿除去)等作業の概要

①特定粉じん排出等作業の種類	<p>大気汚染防止法施行規則別表第7</p> <p>1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く）</p> <p>2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く）</p> <p>3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く）</p> <p>4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、事項を除く）</p> <p>5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業</p> <p>6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業</p>												
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	2022/10/1												
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	<table border="1"> <tr> <td>1 吹付け石綿</td> <td>0 (m²)</td> </tr> <tr> <td>2 石綿を含有する保温材</td> <td>0 (m²)</td> </tr> <tr> <td>3 石綿を含有する耐火被覆材</td> <td>0 (m²)</td> </tr> <tr> <td>4 石綿を含有する断熱材</td> <td>0 (m²)</td> </tr> <tr> <td>5 石綿を含有する仕上塗</td> <td>0 (m²)</td> </tr> <tr> <td>6 石綿を含有する成形板等</td> <td>195.2 (m²)</td> </tr> </table> <p>詳細は別紙のとおり</p>	1 吹付け石綿	0 (m ²)	2 石綿を含有する保温材	0 (m ²)	3 石綿を含有する耐火被覆材	0 (m ²)	4 石綿を含有する断熱材	0 (m ²)	5 石綿を含有する仕上塗	0 (m ²)	6 石綿を含有する成形板等	195.2 (m ²)
1 吹付け石綿	0 (m ²)												
2 石綿を含有する保温材	0 (m ²)												
3 石綿を含有する耐火被覆材	0 (m ²)												
4 石綿を含有する断熱材	0 (m ²)												
5 石綿を含有する仕上塗	0 (m ²)												
6 石綿を含有する成形板等	195.2 (m ²)												
④特定粉じん排出等作業の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> 囲い込み <input type="checkbox"/> 封じ込め その他 ()												
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由													
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙のとおり												
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙のとおり												
⑧作業の掲示	<p>設置予定日 2022年9月10日</p> <p>設置場所 別紙のとおり</p>												
⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	<p>現場あきこ 東京都千代田区神田三崎町1-3-1 03-1234-1598</p>												
⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所													

厚生労働省・環境省

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

4 発注者の役割と責任

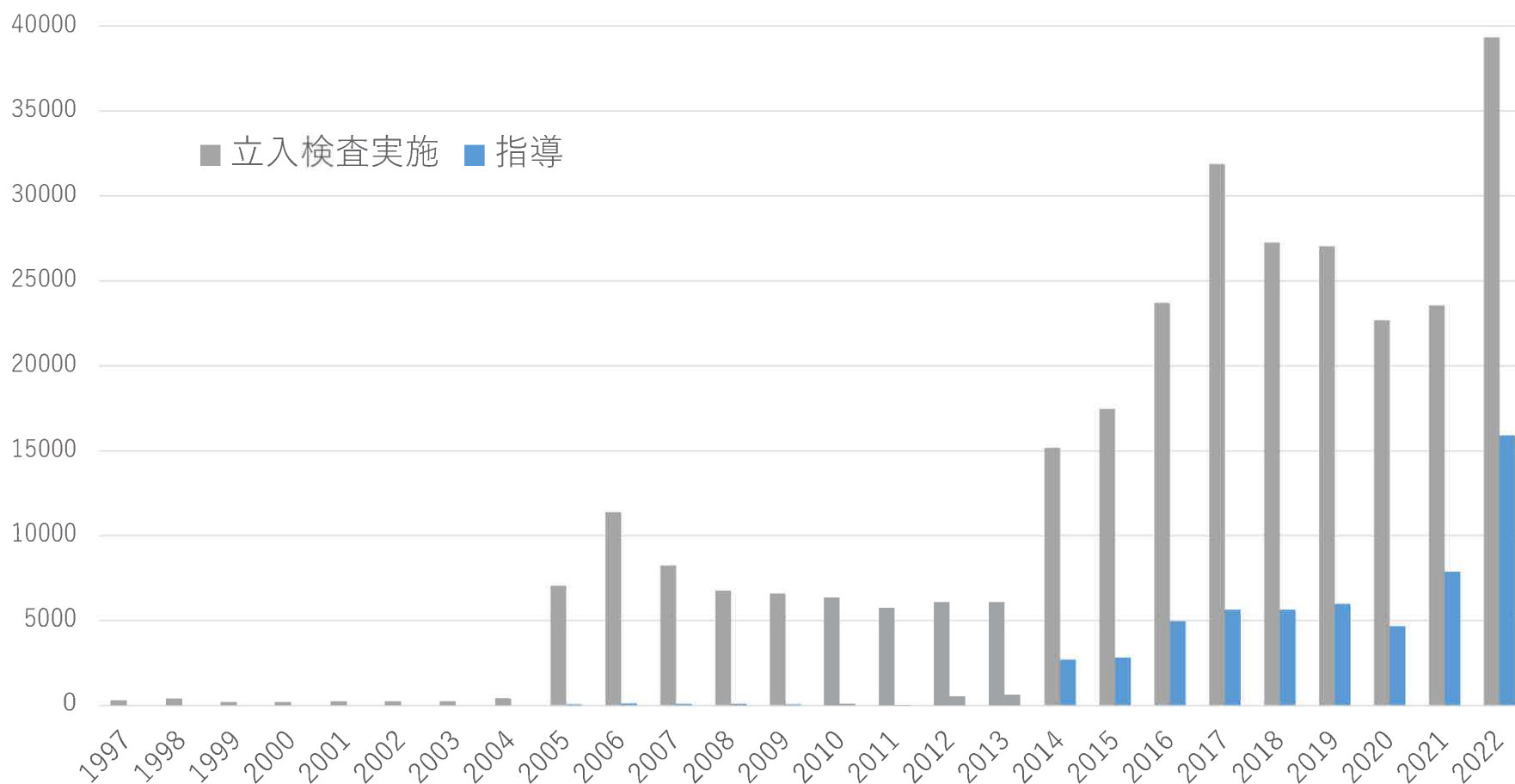
2.発注者への書面による説明

元請業者は、発注者に石綿含有建材の種類、使用箇所、面積と作業の概要を書面で説明する。

発注者は、工期と工費を適正に保証する。

▶ 地域の石綿対策が向上する。

大気汚染防止法による届出件数と自治体の立入り検査、行政指導件数



3.発注者が行う事前調査

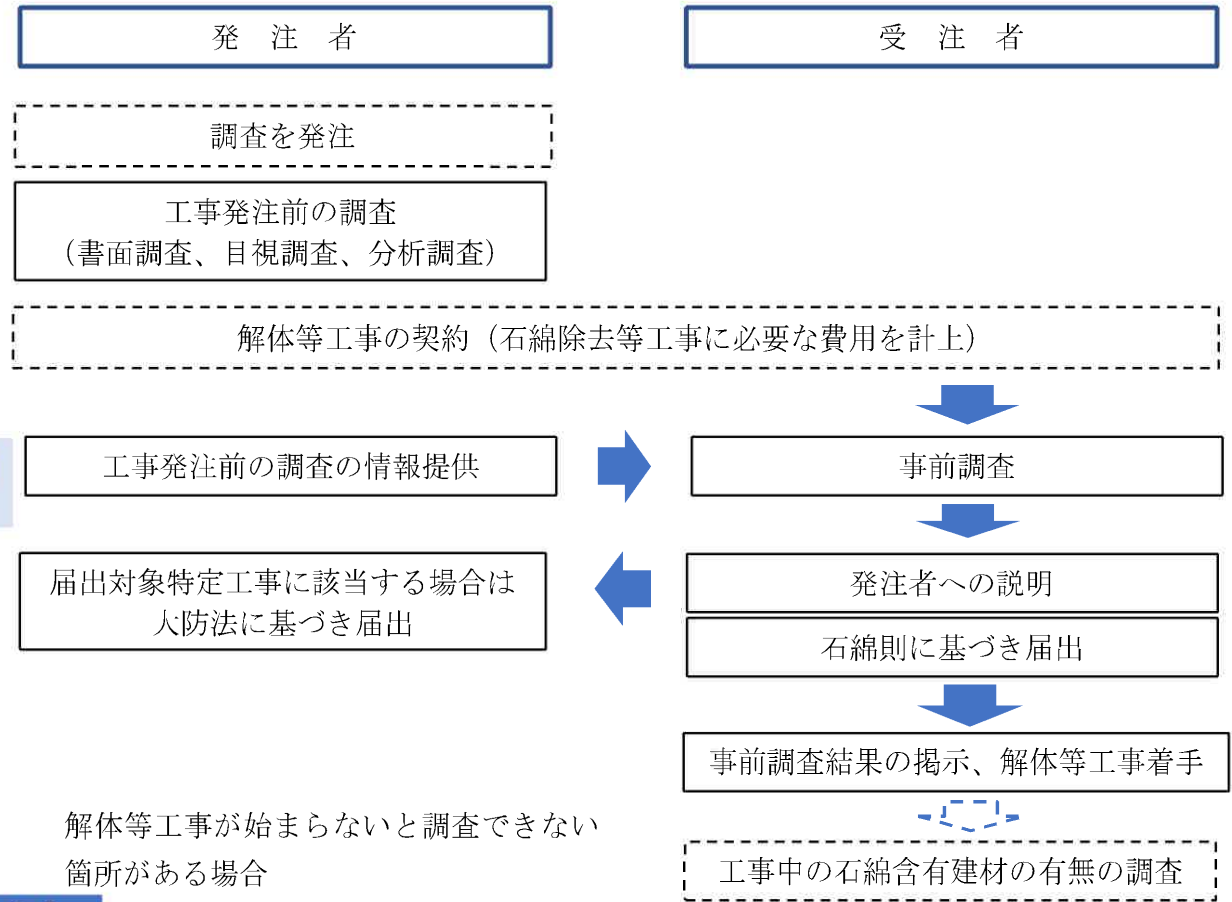
事前調査に相当する調査：調査者が行う

元請業者の事前調査は必要

調査結果の確認

網羅的で適正な調査

疑義が生じた場合の対処方法



解体等工事が始まらないと調査できない箇所がある場合



一般社団法人
建築物石綿含有建材調査者協会

ASAについて

お知らせ

会員一覧

講習会

入会について

関連リンク



一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会

<https://asa-japan.or.jp/index.php>



質問は下記へお願いします。

info@asa-japan.or.jp



ASA・建築物石綿含有建材調査者協会

@AsbestosSurveyors-v2b・チャンネル登録者数 34人・13本の動画



一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（ASA）による動画チャンネルです。...さらに表示

asa-japan.or.jp

チャンネル登録

一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会

Youtubeチャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCPwM8JGNqFN0mOayjZAAwTA>



一般社団法人
建築物石綿含有建材調査者協会